ヒトサラ加盟店規約

第1章　総則

第1条　（本規約の適用）

1. 株式会社ＵＳＥＮ（以下「当社」といいます）は、ヒトサラ加盟店規約（以下「本規約」といいます）を定め、本規約に基づき「ヒトサラ」の加盟店向けサービスを提供します。
2. 当社が「ヒトサラ」のサイトに掲載する加盟店向けサービスの利用に関するルールは、本規約の一部を構成するものとします。
3. 加盟者が申込プランとしてヒトサラ／SAVOR プランを選択した場合、当該加盟契約に係る本サービスには、SAVOR JAPAN への加盟店の情報の掲載その他 SAVOR 規約に定めるサービスが含まれるものとし、当該加盟契約には、本規約のほか、SAVOR 規約が適用されるものとします。この場合において、本規約と SAVOR 規約の定めが矛盾または抵触するときは、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

第2条　（用語の定義）

本規約における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

| | 用語 | 定義 |
|---|---|---|
| 1 | 本サイト | 当社がインターネット上で運営するサイト「ヒトサラ」（hitosara.com/） |
| 2 | 本サービス | 本サイトまたは本動画サイトへ本コンテンツその他の加盟店の情報を掲載し、ユーザーに当該情報を提供するサービス（加盟者への一部の本コンテンツの提供を含みます） |
| 3 | 加盟契約 | 本規約、加盟店登録申込書記載事項および書面による確認事項を契約の内容とする、本サービスの提供に係る当社と加盟者間の契約 |
| 4 | 加盟申込者 | 加盟契約締結の申込みをする日本国内に本店が所在する法人または居住する自然人 |
| 5 | 加盟者 | 加盟契約が締結された日本国内に本店が所在する法人または居住する自然人 |
| 6 | 加盟店 | 加盟契約に基づき本サイトに自らの店舗情報を掲載する店舗 |
| 7 | 準加盟店 | 本サービスのうち、無償提供範囲においてサービスの提供を受ける加盟店 |
| 8 | 加盟店登録申込書 | 加盟申込者が当社に加盟契約締結の申込みをする際に用いる当社所定の書面（WEB フォームを含みます） |
| 9 | 加盟店ページ | 本コンテンツを掲載した本サイト上の加盟店に係る情報ページ |
| 10 | 本コンテンツ | 加盟店ページを構成する有形および無形の構成物（文字、文章、画像、動画、プログラム、データベース、アイコン、データその他の一切のコンテンツ）の総称 |
| 11 | 掲載基準 | 当社が別途定め、管理者ページ等にて加盟者に知らしめる本サイトへ掲載できる店舗の業態、および加盟店ページへ掲載する本コンテンツに対する基準 |
| 12 | 管理者機能 | 加盟者が管理者ページにログインして利用することができる第１３条第１項に定める機能 |
| 13 | 管理者ページ | 加盟者に対し、本サービスに係る各種情報、および管理者機能を提供するインターネット上のページ |
| 14 | ＩＤ・パスワード | 管理者ページにログインする加盟者を特定するために、当社が加盟者に発行するユニークな番号およびパスワード |
| 15 | クーポン | 加盟者の依頼に基づき当社が発行する書面、または加盟店ページに加盟者が任意に掲載する画像で、当該書面または画像を加盟店で提示したユーザーが加盟店より特典を得るもの |
| 16 | ユーザー | 本サイトを閲覧する者 |
| 17 | 本動画サイト | 当社の YouTube チャンネル（https://www.youtube.com/@hitosaraMagazine/featured） |
| 18 | 申込プラン | 加盟店登録申込書に定める本サービスの詳細、契約期間および料金制度の選択種別 |
| 19 | SAVOR JAPAN | 当社がインターネット上で運営する訪日外国人向けグルメサイト「SAVOR JAPAN」（https://savorjapan.com/） |
| 20 | SAVOR 規約 | 当社が別途定める SAVOR JAPAN 加盟店規約 |
| 21 | ヒトサラ／SAVOR プラン | 申込プランのうち、本サイトおよび SAVOR JAPAN の双方に加盟店の情報を掲載するものとして当社が定めるもの |

第3条　（本規約の変更）

1. 当社は、本規約の変更が加盟者の一般の利益に適合するとき、または本規約の変更が加盟契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、加盟者の個別の同意を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項の定めにより本規約を変更するときは、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容およびその効力発生日を、当該効力発生日の相当期間前までに、当社ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により加盟者に周知します。

3. 変更後の本規約の効力発生日以降に加盟者が本サービスを利用したときは、当社が別段の定めをした場合を除き、加盟者は、本規約の変更に異議なく同意したものとみなします。

第4条 （業務の一部委託）

当社は、加盟店登録申込書の取り次ぎ、第１５条に定める料金等の請求、料金等の徴収、およびその他本サービスに付帯する業務を当社が別途指定する者に委託することがあり、加盟申込者並びに加盟者は、これを予め承諾するものとします。

第2章　契約

第5条 （加盟契約の単位）

当社と加盟者は、一の加盟店の本サービス利用に対し、一の加盟契約を締結するものとします。この場合、加盟者は、一の加盟契約につき一人に限るものとします。なお、ヒトサラ／SAVOR プランにおいては、一の加盟店の本サイトおよび SAVOR JAPAN への掲載に係る本サービスの利用に対し、一の加盟契約を締結するものとし、本サイトと SAVOR JAPAN のそれぞれについて別個の加盟契約は締結しないものとします。

第6条 （加盟契約締結の申込）

加盟申込者は、当社所定の加盟店登録申込書に必要事項を記載した上で、当社に加盟契約締結の申込みを行うものとします。

第7条 （加盟契約の成立）

1. 加盟契約は、前二条の定めに従い、当社所定の加盟店登録申込書を当社に提出することにより当該加盟店登録申込書に記載された申込日をもって加盟申込者と当社の間にて成立するものとします。
2. 当社は、加盟者または加盟店が次の各号のいずれか一に該当する場合、その旨を加盟者に通知のうえ、当該加盟契約の成立を取消す場合があり、加盟者は、これを予め承諾するものとします。
    1 第三者（加盟店の従業員を含みますが、これに限られません）の財産権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、名誉権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害し、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
    2 加盟契約および本規約の履行に違反するおそれがあると当社が判断した場合
    3 加盟契約に基づき支払うべき料金の支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合
    4 本サービスを法令に違反する目的で使用するおそれがあると当社が判断した場合
    5 加盟店が公序良俗に違反する場合
    6 本サービスの運営を妨げ、または本サービスの信頼を毀損すると当社が判断した場合
    7 加盟店が掲載基準に定める禁止業態を行う場合
    8 過去に当社との契約（契約内容を問わないものとします）に違反した事実、または当社に損害（損害内容を問わないものとします）を与えた事実が判明した場合
3. 前項の定めに基づき加盟契約の成立を取消された加盟者は、当社に対し一切の請求（損害賠償を含みますが、これに限られません）をしないものとし、且つ、当該加盟契約に関して当社に生じた一切の費用を当社の請求に従い支払うものとします。
4. 加盟契約と本規約の定めが矛盾または抵触する場合、加盟契約の定めが優先して適用されるものとします。
5. ヒトサラ／SAVOR プランの申込みは、SAVOR JAPAN への掲載の申込みを兼ねるものとし、当該申込みに係る加盟契約が第１項の定めにより成立したときは、加盟者は、SAVOR JAPAN への掲載について別途申込みをすることを要しないものとします。

第8条 （届出）

1. 加盟者は、加盟契約の内容および加盟店の業態に変更が生じたときは、当社所定の方法により遅滞なくその旨を当社へ届出るものとします。
2. 当社は、加盟者が前条第２項各号のいずれかに該当する場合、前項の規定に基づく届出を受理せず、加盟者に係る全てまたは一部の加盟契約を第１８条の定めに基づき解除することができるものとします。
3. 当社は、加盟者が第１項の届出を怠ったことにより生じた一切の損害について、何らの責任を負わないものとし、加盟者は、これを予め承諾するものとします。

第9条 （加盟契約の有効期間）

加盟契約の有効期間および更新期間は、申込プランごとに定めるとおりとします。加盟店登録申込書に記載された申込プランの契約期間および更新期間をご確認ください。なお、有効期間満了日の前月末日までに、当社から加盟者へは書面、加盟者から当社へは第１７条に定める方法による解約の意思表示がない限り、加盟契約は、当該有効期間満了日の翌日から、同一の条件にて更新されるものとし、以後、同様とします。また、加盟店登録申込書記載事項および書面による確認事項と本規約の定めが抵触する場合、加盟店登録申込書記載事項および書面による確認事項の定めが優先して適用されるものとします。

第3章　本コンテンツ等

第10条（本コンテンツの制作）

1. 当社は、加盟契約および掲載基準の定めに従い本コンテンツを制作します。
2. 加盟者は、当社の求めに応じ、本コンテンツの制作に使用する文章、画像、データその他のコンテンツを当社に提供するものとします。
3. 加盟者は、当社の求めに応じ、その加盟店（料理、シェフその他の従業員を含みますが、これらに限りません）に対する当社の取材および撮影（その内容の確認を含みます）に協力するものとします。この場合において、加盟者は、加盟店の店内、料理、周囲音その他撮影により記録されるもの（以下「構成物」といいます）に人物または第三者の著作物（写真、映像、キャラクター、音楽を含みますがこれらに限りません）が含まれる場合には、自らの費用と責任をもって、その人物または著作権者その他の正当な権利者から、撮影および撮影した画像または動画の利用について許諾を取得するものとします。
4. 取材、撮影時に加盟店において発生する費用（水道光熱費、人件費、料理を撮影する場合におけるその料理代を含みますが、これらに限りません）は、加盟者が負担するものとします。
5. ヒトサラ／SAVOR プランにおいて、当社は、SAVOR JAPAN への掲載のため、本コンテンツその他加盟者が提供したコンテンツを外国語に翻訳することがあり、当該翻訳には機械翻訳（外部の翻訳サービスを利用するものを含みます）を用いることがあります。当社は、翻訳された本コンテンツの精度、正確性および完全性を保証するものではなく、加盟者は、翻訳された本コンテンツが加盟者の意図を完全に反映しない場合があることを予め承諾するものとします。当社は、これに起因して加盟者に生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。なお、翻訳された本コンテンツの修正については、SAVOR 規約の定めによるものとします。

第11条（加盟店ページへの掲載）

当社は、前条に基づき制作した本コンテンツにより加盟店ページを制作します。当社は、本サイトへの加盟店ページの掲載準備が完了し、その掲載日が確定したときは、ⅰ）加盟店ページの内容、ⅱ）加盟店ページを本サイトに掲載を開始する日（以下「掲載日」といいます）、ⅲ）ＩＤ・パスワード、を加盟者へ郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかの手段にて通知し、その掲載日中に加盟店ページを本サイトに掲載します。加盟者は、諸事情により当該通知の到着が掲載日後になる場合があることを予め承諾するものとします。なお、ヒトサラ／SAVOR プランにおいては、当社は、原則として、本サイトおよび SAVOR JAPAN への加盟店ページの掲載を同一の掲載日に開始するものとします。この場合において、SAVOR JAPAN への掲載の開始が掲載日より遅れたときは、当社は、速やかにその掲載を開始するものとし、加盟者は、その開始時期にかかわらず、第１５条第１項の定めに従い本サービスの利用の対価を支払うものとします。

第12条　（納品）

1. 当社は、加盟者から依頼があった場合において、正当な権限を有する者の許諾を得られたときは、本コンテンツ（画像または動画に限ります）を次の各号に掲げる方法のいずれかにより納品するものとします。
   1　本コンテンツのファイルをアップロードしたオンラインストレージのＵＲＬを記載した電子メールを加盟者の指定する電子メールアドレス宛に送信する方法
   2　本動画サイトへの掲載および掲載先のＵＲＬを記載した電子メールを加盟者の指定する電子メールアドレス宛に送信する方法
2. 加盟者は、前項第１号の方法により納品された場合には、本コンテンツの内容、種類および数量を確認し、納品日（当社が前項第１号に掲げる電子メールを発信した日をいいます。以下同じ）から起算して 5 営業日以内（以下「確認期間」といいます）に当該確認の結果を当社に通知するものとします。
3. 加盟者は、本コンテンツの全部または一部が依頼した内容、種類または数量と異なること（以下「不適合」といいます）を発見した場合には、確認期間内にその不適合の内容と不適合であるとする合理的かつ明確な事由を書面または電子メールで当社に通知するものとします。当社は、当該通知の内容を確認し、不適合を認めた場合には、納品すべき本コンテンツを納品し、または不適合を修補します。
4. 本コンテンツの不適合に対する当社の責任は、前項に定める納品または修補に限るものとします。当社が納品した本コンテンツに関し、確認期間内に加盟者が本コンテンツを使用した場合には、使用した時をもって、確認期間内に本コンテンツの使用も当社への通知もない場合には、当該確認期間の満了日をもって本コンテンツの納入は完了（以下「検収完了」といいます）したものとみなします。

第13条（管理者機能）

1. 加盟者は、次の各号に定める管理者機能を、ＩＤ・パスワードを使用して管理者ページにログインすることにより、掲載日以降、加盟契約の有効期間内に限り、これを利用することができます。
   1　加盟店ページの文字に係る本コンテンツを改変すること
   2　加盟店ページの画像に係る本コンテンツを削除すること
   3　次条第 2 項の定めに従う画像データを加盟店ページの新たな本コンテンツとすること

4　加盟店ページの新たな本コンテンツとして文字を掲載すること
5　前三号を利用して加盟店ページにクーポンの掲載を開始または終了すること

2. 当社は、前項に定める管理者機能を利用して加盟者が改変または変更した加盟店ページが掲載基準に違反していると判断した場合、なんらの通告をすることなく、加盟店ページの一部もしくは全部の掲載の中止または削除をするものとし、加盟者は、これを予め承諾するものとします。

第14条（本コンテンツの著作権等）

1. 当社が制作した本コンテンツ（第１２条に基づき納品した本コンテンツを含みます）の著作権その他の知的財産権は、当社または当社に使用もしくは利用を許諾した第三者に帰属するものとします。
2. 加盟者は、第１０条第２項に定める場合のほか、当社に提供した著作物その他の提供物の著作権その他の知的財産権を加盟者が有する、またはその知的財産権を有する第三者から加盟者が正当に使用または利用を許諾されていることを当社に保証するものとします。
3. 加盟者は、加盟店ページの更新のために加盟者が管理者機能を利用して自らの加盟店ページに掲載する本コンテンツの著作権（営利目的の有無を問わず、二次的著作物に関する権利を含みます）その他の知的財産権に関しても前項同様であることを当社に保証するものとします。
4. 加盟者は、第１０条に定める本コンテンツの制作その他の本サービスの提供、本サイト、本動画サイトその他の媒体における本サービスの広告宣伝、販売促進および本サービスと連携する第三者が提供するサービスにおいて、当社が第２項に定める著作物その他の提供物および前項に定める本コンテンツを使用または利用する権利（営利目的の有無を問わず、二次的著作物に関する権利を含み、複製、上演、演奏、上映、公衆送信、公衆伝達、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案その他当社が事業目的上必要とみなす範囲で改変する権利およびこれらの権利を第三者に再許諾する権利を含みます）を無償かつ無期限で、地域の限定なく、当社に許諾するとともに、著作者人格権を行使しないものとします。
5. 当社は、検収完了時から、第１２条に基づき納品した本コンテンツを使用または利用することを加盟者に許諾します。ただし、当該本コンテンツに加盟者が次の各号のいずれかに該当する改変をした場合には、当社は、当社の判断または著作者人格権を有する第三者の求めに応じて、当該本コンテンツに対し著作者人格権を行使する場合があるものとします。
   1　当社または第三者の有する権利を侵害する改変
   2　公序良俗に反する改変
   3　前二号の他、当社の意に反する改変
6. 第１２条に基づき納品した本コンテンツを除き、当社が知的財産権を有する、または当社が加盟者以外からその使用もしくは利用を許諾されたその他の本コンテンツについては、加盟者は如何なる事由をもってしても、当社の事前の承諾を得ることなくその使用または利用をすることはできません。

## 第4章　料金

第15条（料金等および支払）

1. 加盟者は、加盟店の本サービスの利用の対価を、掲載日が属する月の翌月から加盟契約を終了する日が属する月まで、毎月、加盟契約の定めに従い当社に支払うものとします。
2. 加盟者は、前項に定める本サービスの利用の対価の支払いの他、加盟契約、管理者ページ、およびその他当社が別途加盟者に提示した書面等に定める料金ならびにその他加盟契約成立後に生じた本サービス提供に伴う費用（以下「料金等」といいます）を、当社の請求に従い、当社に支払うものとします。
3. 当社は、本規約または加盟契約に特段の定めのない限り、料金等の日割計算を行いません。
4. 当社は、本規約または加盟契約に特段の定めがある場合を除き、加盟者より受領した料金等を返還する義務を負わず、加盟者は、これを予め承諾するものとします。

第16条（延滞金）

加盟者が、料金等を当社が定める支払期日を１ヶ月経過してもなお支払わない場合、当社は、支払期日の翌日を起算日として、支払われる日の前日までの期間の当該料金等について年１４．５％の割合で算出される額を延滞金として加盟者に請求できるものとし、加盟者は、当社の請求に従い当該延滞金を支払うものとします。

## 第5章　加盟契約の解除等

第17条（加盟者による解約）

1. 加盟者は、加盟契約の解約を希望する場合、解約を希望する日が属する月の前月末日までに当社所定の書面、WEBフォームまたは加盟店登録申込書に付帯する契約確認書に定めるインフォメーションセンター経由で申し出ることにより、加盟契約を解約することができるものとします。
2. 加盟者は、前項の定めに基づき加盟契約を解約する場合、解約日から当該解約日が属する有効期間（更新後の有効期間を含みます）の満了日までの期間に生じる本サービスの利用の対価の総額に相当する額を、解約違約金として当該解約日までに一括して当社に支払うものとします。ただし、掲載日以前に当該加盟契約を解約する場合

には、加盟者は当社に対し、解約日までに当該加盟契約に関して当社に生じた費用に相当する額を解約違約金として支払うものとします。
3. ヒトサラ／SAVOR プランに係る加盟契約の解約は、本サイトおよび SAVOR JAPAN への掲載の双方について一体として行うものとし、加盟者は、いずれか一方への掲載のみに係る解約をすることはできないものとします。この場合、本サイトおよび SAVOR JAPAN への掲載は、同一の解約日をもって終了するものとします。なお、本項の定めは、当社所定の条件に従い申込プランを変更することを妨げるものではありません。

第18条（当社による加盟契約の解除および期限の利益喪失）
1. 当社は、加盟者が次の各号のいずれか一に該当した場合、または該当するおそれがあると当社が判断した場合、何らの催告なしに加盟店ページの掲載を停止し、もしくは加盟者に係る全部または一部の加盟契約を解除することができるものとします。
   1 相当な期間を定めて本規約または加盟契約の違反の是正を催告したにもかかわらず、当該期間を経過してもなお、当該違反を是正しないとき
   2 １回でも本サービスの利用の対価等の一部または全部の履行を遅滞し、または故なく支払いを拒否した場合
   3 手形または小切手の不渡りが発生した場合
   4 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けた場合
   5 破産、民事再生、会社更生または特別清算の申し立てがされた場合
   6 前五号の他、加盟者の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した場合
   7 解散または営業停止状態になった場合
   8 加盟者との連絡が取れなくなった場合
   9 加盟者の責に因り、本コンテンツの制作が開始または継続できない合理的事由がある場合
   10 加盟店の運営について監督官庁から注意または勧告を受けた場合
   11 加盟店の運営が公序良俗に反する、または本サイトにふさわしくないと当社が判断した場合
   12 前各号の他、当社が加盟者との加盟契約の継続が困難であると判断した場合
   13 加盟店または第三者より知的財産権侵害等の指摘を受けた場合
2. 加盟者は、前項各号のいずれか一に該当した場合、当社に対する一切の金銭的債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に支払うものとします。
3. 加盟者は、第１項の定めに基づき加盟契約を解除されたときは、加盟契約の有効期間の満了日までに生じる本サービスの利用の対価の総額に相当する額を違約金として直ちに当社に支払うものとします。
4. 当社は、第１項の定めに基づき加盟契約が解除されたことにより生じた加盟者の損害について、一切の賠償責任を負わないものとし、加盟者は、これを予め承諾するものとします。
5. 第１項の定めに基づき加盟契約を解除された加盟者が再び本サービスの利用を希望する場合、その者は、当該解除をされた原因を除去した上で、第６条の定めに従い、加盟契約締結の申込をするものとします。
6. 第１項の規定に基づき加盟店ページの掲載が停止された場合であっても加盟契約は存続するものとし、加盟者は、当該停止期間中も本サービスの利用の対価等の支払義務を免れないものとします。加盟者は、当該掲載停止に起因して、料金等の返還、減免その他名目の如何を問わず、当社に対して何らの請求もできないものとします。
7. 当社は、第１項第 13 号に該当したことを理由に加盟店ページの掲載を停止したときは、指摘の内容を速やかに精査するものとし、その結果、知的財産権侵害等のおそれがないと判断したときその他相当と認めるときは、当該掲載停止を解除することができるものとします。
8. ヒトサラ／SAVOR プランに係る加盟契約については、加盟者が第１項各号または SAVOR 規約に定める解除事由のいずれかに該当した場合（該当するおそれがあると当社が判断した場合を含みます）、当社は、何らの催告なしに、本サイトおよび SAVOR JAPAN の一方もしくは双方への加盟店ページの掲載を停止し、または当該加盟契約の全部を解除することができるものとします。この場合、第２項から前項までの定めを準用します。

第19条（加盟契約終了後の扱い）
1. 加盟契約がなんらかの事由で終了した場合であっても、当社は、当該加盟契約に係る加盟店ページの全部または一部の本サイトへの掲載を継続することがあります。ただし、当社は、当該継続に係る加盟者の意思確認を、加盟店登録申込書に付帯する契約確認書にて予め実施するものとします。
2. 加盟契約が終了した加盟者は、前項の定めに基づき本サイトへの掲載が継続された加盟店ページについて、内容の誤りの是正以外、当社に対して何らの請求もできないものとします。
3. ヒトサラ／SAVOR プランに係る加盟契約が終了した場合、前二項の定めは、SAVOR JAPAN に掲載された加盟店ページについても同様に適用されるものとします。

第6章　禁止事項等
第20条（禁止事項）
加盟者は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
   1 掲載基準に定める禁止業態を加盟店で行う行為

2　掲載基準の定めに違反する内容を加盟店ページに掲載する行為
3　ＩＤ・パスワードを不正に使用する行為
4　法、法令、および公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為
5　当社、または第三者が有する財産権（知的財産権を含みます）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、および誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
6　有害なコンピュータープログラムを本サイトに書き込む行為
7　当社が別途禁止行為として合理的判断に基づき定める行為

第21条（加盟者の義務）
1. 加盟者は、加盟店への来店者が加盟店のクーポンを提示した場合、クーポンに定める特典を当該来店者に提供しなければなりません。
2. 加盟者は、ＩＤ・パスワードの管理責任を負うものとし、第三者に譲渡・貸与してはならないものとします。
3. 加盟者は、ＩＤ・パスワードが第三者に漏洩しないよう管理し、定期的に当社所定の方法によりパスワードの変更登録を行うなど、ＩＤ・パスワードの盗用、漏洩を防止する措置を行わなければなりません。
4. 加盟者は、加盟店が提供する料理メニュー、提供価格、営業時間、休店日、およびその他当該加盟店のサービス内容等を掲載日以降に変更をした場合、加盟店ページが当該変更を正しく記載したものとなるよう、加盟店ページを変更しなければなりません。
5. 加盟者は、当社が管理者ページから加盟者に提供する各種情報、およびその他当社が秘密情報と明示して加盟者に開示する情報を秘密として保持し、第三者に開示または漏洩してはなりません。なお、本項の定めは、加盟契約終了後も効力を有するものとします。
6. 加盟者は、前項に定める情報、またはＩＤ・パスワードが漏洩、もしくはその疑いがあることを認識した場合、ただちに当社にその旨を通知し、当社から指示がある場合はこれに従わなければなりません。
7. ＩＤ・パスワードの管理不十分もしくは使用上の過誤があった場合、またはＩＤ・パスワードが第三者により利用された場合であっても、当社は当該利用を加盟者による適正な利用とみなし、当該利用により発生した一切の損害等につき何らの責任も負わないものとします。

第7章　本サービスの中断等
第22条（本サービスの一時中断・停止）
当社は、次の各号に定める事由による本サービス停止の必要が生じた場合、加盟者に何らの連絡をすることなく、一定期間本サービスを停止することができるものとします。なお、この場合、加盟者は、本サービス停止による本サービスの利用の対価等の返還および減免、並びに加盟者が被った損害の補償等一切を当社に請求しないものとします。
1　本サービス提供に係るサーバー、ソフトウェアまたは通信回線等の点検、修理、補修、もしくは改良等のための停止
2　本サービス提供に係るサーバー、ソフトウェアまたは通信回線等の障害、故障、もしくは事故等による停止
3　天災地変、火災、停電等当社の責任によらない事由による停止
4　その他、当社がやむを得ないと判断した事由による停止

第23条（本サービスの廃止）
1. 当社は、任意に本サービスを廃止することができるものとします。その場合、当社は、可能な限り事前に、その旨を加盟者に郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかの手段で通知を致します。
2. 当社は、前項に定める本サービスの廃止に際し、加盟者から本サービスの利用の対価等として前受けしている金員がある場合、当該金員（本サービスの未利用期間の月数分の対価等を指すものとします）を返還するほかは、加盟者に対し何らの責任を負わないものとします。

第24条（免責等）
1. 当社は、本サービスに関連して加盟者および来店者等第三者が被った損害については、一切の賠償責任を負いません。なお、当社の過失による債務不履行または不法行為により当社が損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償の範囲は、加盟者に直接生じた通常の損害（逸失利益を除きます）に限るものとし、その賠償額は、当該損害が発生した月に当社が加盟者から受領した本サービスの利用の対価等の額を上限とします。
2. 当社は、加盟者に対する事前の通知、承諾を得ることなく、本サイトの内容、レイアウトおよびその他技術仕様等の全部もしくは一部を変更または追加することができるものとし、加盟者は、これを予め承諾するものとします。
3. 当社は、台風、津波、地震、風水害、落雷、塩害等その他の天災地変、火災、戦争、暴動、内乱、テロ行為、疫病の蔓延、サイバー攻撃、公害、法令規則の制定改廃、公権力による命令、処分その他の政府による行為、争議行為、停電、輸送機関、通信回線等の事故その他不可抗力による本サービスの提供の停止その他の加盟契約の債務不履行について一切の責任を負いません。

第25条（損害賠償等）

1. 加盟者は、自ら（直接間接を問わず、加盟者の実態上の管理下にある者を含み、以下、本条において同様とします）が本規約または加盟契約に違反したことにより当社または第三者に損害を与えた場合、当社または当該第三者に対し、当該損害を賠償する義務を負うものとします。
2. 前項に定める損害は、当社が損害賠償請求権行使のために必要とした法的活動に要する費用（弁護士費用等を含みますが、これに限りません）のすべてを含むものとします。
3. 加盟者は、自らの行為が原因で、他の加盟者、ユーザーまたは第三者との間に紛争を生じた場合、直ちにその事実を当社に報告するとともに、加盟者自らの責任と費用においてこれに対処、かつ当社に何らの損害、迷惑を及ぼさないものとします。

## 第8章　権利関係

### 第26条（権利譲渡）

1. 加盟者は、加盟契約上の権利、義務、およびその他加盟契約上の地位の全部もしくは一部について、譲渡、質入、賃貸、並びにその他の処分をすることはできません。
2. 加盟者は、前項の定めにかかわらず、次の各号の定めの充足を条件として、加盟者が権利を有する加盟店ページの本コンテンツを第三者に、譲渡、もしくは利用の許諾（以下、譲渡、もしくは利用の許諾を受ける第三者を「譲受人」といいます）をすることができます。この場合、当社は、譲受人への譲渡または利用の許諾の効力が発生する日までに、当該日を効力の発生日とした新たな加盟契約を譲受人との間で締結します。
   1　加盟者が権利を有する加盟店ページの本コンテンツに係わる全ての権利を譲受人に譲渡、もしくは利用の許諾がなされること
   2　譲受人への譲渡、もしくは利用の許諾をする日に、加盟者が当社に対する金銭的債務を有していないこと
3. 譲受人から当社に対して、本サービスの加盟に際し、加盟者が権利を有する本コンテンツの利用の許諾を加盟者から得たことを当社に誓約する「店舗情報継続使用申請書」と題する当社所定の書面が提出された場合、加盟者は、当社により前項第①号に定める条件の充足がこれに代わりなされたと見做されることを予め承諾するものとし、当社が当該条件の充足と見做したことに対し、何ら一切の請求（損害賠償請求を含みますが、これに限られません）、抗弁（訴求を含みますが、これに限られません）を申し立てず、譲受人との間で一切を解決し、当社に何らの迷惑を及ぼさないことを、当社に保証するものとします。
4. 前二項の定めを問わず、加盟者が加盟店の経営を第三者に譲渡、もしくは加盟店の運営を第三者に委託する等により、加盟店の実態上の経営、運営者とならなくなった場合、当該実態上の経営、運営者とならなくなった日の前日をもって加盟者が有する本コンテンツの一切の権利は、何らの条件を付すことなく、無償で当社に譲渡されることを、加盟者は予め承諾するものとします。
5. 前三項の定めに基づく本コンテンツの譲渡、もしくは利用の許諾、権利の当社への無償譲渡がなされた場合、加盟者と締結されている加盟契約は、第９条、第１７条、第１８条、第１９条の定めの適用を受けず、当該本コンテンツの譲渡、もしくは利用の許諾、当該権利の当社への無償譲渡がなされたいずれかの日の前日をもって合意解約されるものとします。

## 第9章　個人情報の保護等

### 第27条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、加盟契約に基づき保有した加盟者に係る個人情報（以下「個人情報」といいます）に関し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）および当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」（https://usen.com/legal/privacy1.html）および「個人情報の取扱いについて」（https://usen.com/legal/privacy2.html）（総称して、以下「個人情報規定」といいます）に従うほか、本サービスの個人情報について以下の目的で利用します。
   1　加盟者への本サービスの提供
   2　加盟者の管理
   3　本サービスの運営上必要な事項の連絡
   4　料金の請求に関する業務
   5　加盟者からの問合せへの対応業務
   6　当社が発行するメールマガジンの配信
   7　当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘（E メール等）
   8　キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
   9　新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
3. 当社は、個人情報規定に従い個人情報を適切に保護し、（イ）加盟者の同意が得られた場合、（ロ）法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、（ハ）合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要に応じ開示する場合のほか、次の場合、個人情報を提供することがあります。

| | |
|---|---|
| 第三者に提供する目的 | 料金の決済を行うため |
| 提供する個人情報の項目 | 氏名、加盟者名、料金 |
| 提供の手段または方法 | 電子データ |
| 当該個人情報の提供を受ける者または提供を受ける者の組織の種類、および属性 | カード決済代行事業者、金融機関 |

4. 当社は、個人情報規定に従い、本条第１項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

第10章 その他

第28条（反社会勢力排除に関する表明保証等）

1. 加盟者は、加盟契約締結時および加盟契約締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（総称して、以下「反社会的勢力」といいます）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
2. 加盟者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく加盟契約を解除することができるものとします。
   1 反社会的勢力に属していること
   2 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
   3 反社会的勢力を利用していること
   4 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
   5 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
   6 自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと
3. 前項の定めに基づき加盟契約を解除された加盟者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第29条（準拠法、合意管轄裁判所）

本規約は、日本国法に基づき解釈されるものとし、加盟契約に関して当社と加盟者との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

付則

2013 年 9 月 1 日施行
2015 年 7 月 1 日改定
2016 年 10 月 1 日改定
2017 年 12 月 1 日改定
2018 年 3 月 1 日改定
2019 年 1 月 17 日改定
2020 年 5 月 7 日改定
2021 年 7 月 26 日改定
2022 年 12 月 12 日改定
2023 年 2 月 6 日改定
2023 年 6 月 6 日改定
2024 年 9 月 1 日改定　※株式会社ＵＳＥＮ　Ｍｅｄｉａの飲食店向けグルメサイト関連事業を株式会社ＵＳＥＮが吸収合併により承継
2026 年 1 月 15 日改定
2026 年 10 月 1 日改定
2026 年 12 月 1 日改定